

医療安全管理部門の業務指針

●基本方針

医療安全管理部門は、院内の安全管理体制を構築・推進し、医療事故の防止および再発防止を図るとともに、安全文化の醸成を目的とする。

1. 基本業務

- ・各部門の安全対策実施状況を評価し、業務改善計画を策定・実施・記録
- ・医療安全対策委員会や院内研修、相談対応等の活動実績を管理
- ・週1回程度のカンファレンスで安全対策の評価・検討を実施
- ・医療安全管理者は、体制整備・教育・情報分析・事故対応を統括

2. 安全管理体制の構築

- ・安全管理委員会等の運営への参画と組織体制の整備
- ・安全管理指針の策定および定期的な評価・改善
- ・部門横断的な連携体制の強化と活動支援

3. 職員教育・研修

- ・職種横断的な研修の企画・実施・評価
- ・事例を用いた実践的研修の実施
- ・年2回以上の全体研修および部署別研修の実施
- ・研修の参加状況・効果を評価し改善に活用

4. 情報収集・分析と対策

- ・院内外から医療安全に関する情報を収集
- ・RCA、SHEL、FMEA等の手法による分析
- ・実行可能性・根拠を踏まえた対策立案
- ・フィードバックと評価による継続的改善

5. 医療事故への対応

- ・事前に報告体制・対応手順を整備
- ・事故発生時は調査・記録・説明・連携を実施
- ・職員支援および影響拡大防止を行う
- ・再発防止策の策定・周知・評価

6. 安全文化の醸成

- ・ヒヤリハットの報告促進
- ・情報共有と活用事例の展開
- ・職員・患者の安全意識向上
- ・個人責任追及ではなく組織改善を重視

7. 具体的活動内容

- ・医療安全対策委員会（月1回）運営
- ・インシデント分析とフィードバック
- ・院内ラウンドによる現場確認と改善
- ・マニュアル見直し・研修・相談窓口の運営

2026年4月1日